

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年1月25日から23年1月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を22年1月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月から23年1月6日まで

私は、終戦まで勤務していた事業所の上司の紹介で、昭和21年1月頃から23年4月までA社に事務職員として勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入記録を見ると、A社に係る被保険者資格取得日が昭和23年1月6日となっており、申立期間に係る被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和22年1月25日から23年1月6日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、自身よりも先に勤務していたとする女性事務員は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を21年8月1日に取得し、22年1月25日に喪失していることが確認できる上、当該期間を含む期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる同僚（昭和21年8月1日資格取得、27年5月20日資格喪失）は、「申立人と申立人が覚えている女性事務員と一緒に勤務していたことを覚えている。」としていることから、申立人は、少なくとも同年1月25日にはA社に勤務していたものと推認される。

また、A社に係る被保険者名簿によると、昭和21年8月1日に多数の

従業員がA社に係る被保険者資格を取得したことが確認できるところ、同年8月1日以降、A社に係る被保険者資格を取得した者で事情を聴取できた3人（事務員であったとする女性1人を含む。）は、いずれも「私の入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していると思う。」としていることから、A社は、少なくとも同年8月以降に入社した従業員については、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和22年1月25日から23年1月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿における同僚の昭和21年12月の記録から、300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明であり、これを確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和21年1月から22年1月25日までの期間については、前述のとおり、申立人は、同年1月25日にA社に係る被保険者資格を喪失した同僚を覚えていることから、当該期間の一部において勤務していた可能性を否定できないものの、A社に係る被保険者名簿によると、当該期間において女性の被保険者は三人（申立人及び申立人が覚えていた女性事務員を除く。）確認できるところ、申立人は、これらの者を覚えていないこと、及び申立期間及びその前後の期間においてA社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）に聴取しても、申立人の入社時期を覚えている者はいないことから、申立人が当該期間において勤務していたことを特定できない上、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和21年1月から22年1月25日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月27日

平成19年7月に支給された賞与額は25万円であったが、事業所の社会保険事務所（当時）への届出が2万5,000円になっていることが分かったので、申立期間に係る標準賞与額を、実際に受け取っていた賞与額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

日本年金機構Aブロック本部B事務センターから提出されたC社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）及びC社を所轄するD社厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届の写しにより、申立人の賞与額は2万5,000円となっていることが確認できる。

しかし、C社の元事業主の子（事業主は既に死亡しており、C社は平成21年6月に廃業）から提出されたC社の給料台帳（平成19年7月27日支払日）によれば、申立人の賞与額は25万円と記載されている上、当該給料台帳に記載されている厚生年金保険料等の控除額は、申立人が主張する標準賞与額25万円に見合う額となっていることが確認できる。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表により確認できるC社の平成19年7月27日の賞与支給総額と、賞与支払届により

確認できるC社の同日の各被保険者の賞与額の合計額が相違している上、前述のC社の元事業主の子は、「申立期間の標準賞与額の届出について間違いがあったのは確かである。」として申立人の申立期間に係る標準賞与額の届出の誤りを認めていることから、申立人は、申立期間において、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のC社の賞与支払届により、申立人の賞与額は2万5,000円となっていることが確認できることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年4月から32年8月までの期間は1万6,000円、同年9月から同年12月までの期間は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年4月1日から33年1月10日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、私の厚生年金保険の記録を確認したところ、昭和33年1月10日にA社に係る被保険者資格を取得していることが分かった。

申立期間の給与明細書を所持しており、給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における昭和31年4月分、同年5月分、同年12月分、32年4月分、同年5月分、同年9月分及び同年12月分の給料計算書（個人別給料計算書）並びにB社の事業主の回答により、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認される。

また、申立人は、「私は、昭和31年4月から35年3月までの期間は大学生であったが、その間も会社に使用され給与が支給されていた。」としているところ、申立人から提出された卒業証書により、申立人は昭和35年3月22日に大学を卒業していることが確認でき、申立人は、申立期間

において、大学生であったと考えられるが、B社の事業主は、「当時の従業員及び親族等に確認したところ、申立人は、大学生であった申立期間においても家業の手伝いを行っていたと聞いているので、申立人と事業所との間では、申立期間の全てにおいて使用関係があったものと考えられる。」としている上、オンライン記録により、申立人は、大学在学中であったと考えられる33年1月10日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料計算書により確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和31年4月から32年8月までの期間は1万6,000円、同年9月から同年12月までの期間は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「当時の資料は無く不明である。」としているが、事業主による資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和33年1月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年9月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月20日から39年1月6日まで

私は、昭和37年9月20日から39年10月15日までA社に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の日記及びA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答により、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたものと推認される。

また、A社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた者のうちのほとんどの者が、当該事業所における自身の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は一致している旨回答している上、このうちの複数の者が、当該事業所では試用期間等は無く、アルバイトの者もおらず、全員が正社員であったとしている。

さらに、申立人及び複数の同僚が覚えている申立期間当時のA社の従業員数と、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間当時の被保険者数がおおむね一致していることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所は、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させて

いたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和39年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の役員は、死亡等により事情を聴取することができないが、事業主による資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、申立人の資格取得日を昭和39年1月6日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る37年9月から38年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月28日から43年6月1日まで

私は、昭和37年5月にB社に入社し、B社の工場であったA社に勤務していたときに、C社に赴任し、49年7月まで継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A社に勤務していたときに、上司の指示で、C社に赴任した。C社を昭和49年に退職するまで継続して勤務していた。」としているが、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるが、昭和40年9月1日に被保険者資格を取得し、43年5月31日に離職している記録（以下「記録A」という。）と同年6月1日に被保険者資格を取得し、49年7月30日に離職している記録（以下「記録B」という。）が確認できるところ、記録Aにおける雇用保険の被保険者資格取得日は、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している上、記録Bにおける雇用保険の被保険者記録は、オンライン記録により確認できる申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者記録と一致していること、及び申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたとす

る複数の同僚の回答を踏まえると、申立人は、申立期間において、A社に在籍し、C社に勤務していたものと推認される。

また、申立人は、「A社には給与事務担当者がいなかったもので、A社に係る給与事務は、関連会社であるB社が行っていたと思う。」としているところ、B社の事業を継承しているD社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和42年4月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から43年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長崎国民年金 事案 721(事案 163 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から52年8月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、母親に依頼して、実家のあるA市B町の金融機関で納付してもらっていた。社会保険庁(当時)の記録では、申立期間が未納になっていたので、年金記録確認の申立てをしたところ、「申立期間に係る年金記録の訂正は必要でない。」とする通知をもらった。

今回、新たに、申立期間において、父親が勤務していた会社の同僚の氏名と、私がA市B町に住んでいたときに、集金に来ていたC郵便局の保険の集金人の氏名を思い出したので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であること、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成8年4月以降と推認でき、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、及び申立期間は152か月と長期間であり、申立期間には、申立人がA市からD県に住民票を異動していた期間も含まれていることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、20年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たに、申立期間において、父親が勤務していた会社

の同僚の氏名とA市B町に住んでいたときに集金に来ていたC郵便局の保険の集金人の氏名を示して再調査をしてほしいと主張しているが、父親の同僚に申立期間当時の事情を聴取しても、父親の同僚は、申立人の父親を覚えておらず、申立人の申立期間における国民年金保険料の納付状況について確認できない。

また、C郵便局は「申立期間当時の資料が現存していないため、保険の集金人については不明。」としている上、申立人がA市B町に住所を定めた昭和44年7月当時は、国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であり、郵便局の集金人は国民年金印紙検認の事務取扱はできなかったほか、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を依頼したとする申立人の母親は高齢で病気のため、当時の事情を聴取することができず、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

上記のことから、再度調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年9月までの期間、56年12月から57年7月までの期間及び同年11月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年5月から50年9月まで
② 昭和56年12月から57年7月まで
③ 昭和57年11月から59年3月まで

私は、20歳になる前にA市役所から国民年金の加入案内が送付されてきたので、昭和47年3月頃、A市役所で父親か私が加入手続を行い、その後も会社を退職した際は、すぐに国民年金への切替手続を行っていた。

国民年金保険料の納付については、税金等の集金をしていた町の納税組合の各班長が集金に来た際、結婚前は父親が、結婚後は妻が、その都度、私の分も一緒に納付書で納付していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①及び③については保険料が未納期間となっており、申立期間②については国民年金に未加入期間となっていることに納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和53年1月27日に払い出されている上、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、52年12月28日に、この時点で納付可能な申立期間①直後の50年10月から52年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できる。

このことから、申立人は、昭和52年12月に国民年金の加入手続を行っ

たものと推認され、当該加入時点において、申立期間①は、時効により納付できない期間であるものの、特例納付（実施期間は昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）による納付が可能であるところ、申立人は「保険料を遡って一括で納付した覚えはない。」としており、特例納付したとする主張も無く、申立期間①当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が勤務している会社が保管している申立人の年金手帳、A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立期間②に係る国民年金の資格記録の記載は無く、国民年金の未加入期間となっていることから、申立期間②に係る国民年金保険料の納付書は送付されていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③については、当該期間中に婚姻し、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、A 市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録によれば、昭和 58 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失すると同時に国民年金の資格を取得しているものの、同月以降の申立期間③の保険料は未納であり、59 年 4 月から夫の分と共に納付していることが確認できる上、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料月額、申立期間③の国民年金保険料月額と相違している。

加えて、申立期間の保険料を納付していたとする納税組合について、A 市は「申立期間当時、各町内には各税金等を徴収する納税組合と国民年金保険料の納付組合は別組織として存在していた。両者の集金人は同一人物であった可能性はあるが、資料等が残っていないので不明である。」と回答しているほか、申立人が名前を挙げた 3 人に事情を聴くことができたものの、申立人の申立期間における国民年金保険料の納付の事実を確認することはできなかった。

このほか、申立人の父親及び申立人の妻が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 59 年 1 月まで

私は、昭和 58 年 2 月に会社を退職し、実家のある A 町（現在は、B 市）に帰ってすぐに、転入手続をしたことは覚えているが、国民年金の手続をしたかどうかは記憶にない。

しかし、年金手帳に「初めて被保険者になった日」が昭和 58 年 2 月 25 日となっていることから、転入手続と同時に国民年金加入手続をしているはずである。

私の国民年金保険料を納付していた父親は、「国民年金保険料は班で集金しており、請求があれば払ったはずである。」としているので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年金手帳の『初めて被保険者になった日』欄に昭和 58 年 2 月 25 日と記載されていることから、A 町に転入手続をしたときに国民年金加入手続をしたはずである。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 59 年 6 月 15 日に払い出されたことが確認できる上、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することは可能であるものの、申立人の父親が納付していたとする町内の班の集金では納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄及び国民年金の記録（1）の「被保険者となった日」欄が、昭和 59 年 2 月 25 日から 58 年 2 月 25 日に C 町長印で訂正されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号の払出日時点（昭和 59 年 6 月 15 日）において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるところ、日本年金機

構Dブロック本部E事務センターは「オンライン記録の資格取得日が、昭和59年2月25日であることから、社会保険事務所（当時）が申立期間の過年度の国民年金保険料納付書を作成することはなかった。」としている上、B市A町行政センターは、「申立期間当時、A町役場の国民年金係には過年度分の手書きの納付書があった。」としているものの、申立人は「A町役場で国民年金保険料の納付書を作ってもらった記憶がない。両親も国民年金保険料の納付書が送付されたら払ったであろうが、作ってもらったことはなかったと思う。」としている。

さらに、申立人から提出された昭和58年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄の「申告による控除分」には記載が無い上、申立期間について過年度納付が可能であるにもかかわらず、60年4月16日に、59年2月及び同年3月分の国民年金保険料のみを過年度納付していることが確認できる上、60年分の源泉徴収票の同欄の「申告による控除分」には60年1月から12月までの1年分の国民年金保険料の合計額のみが記載されていることなどを踏まえると、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から23年4月20日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の回答により、期間は特定できないものの、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が覚えている同僚17人のうちの15人については、A社に係る被保険者記録が確認できない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、被保険者記録が確認できる二人の被保険者資格取得日は、いずれも昭和19年6月1日であり、当該事業所において、同日より後に新たに被保険者資格を取得した者は確認できないほか、B年金事務所は、「事業所別の厚生年金保険記号番号払出簿において、昭和19年6月1日より後にA社の社員に対して記号番号が払い出された形跡は無い。」としていることから、当該事業所は、同年6月以降に勤務し始めた社員については厚生年金保険に加入させなかった可能性がある。

また、A社に係る被保険者記録が確認できる同僚二人のうち一人については、申立期間中にA社に係る被保険者資格を喪失後、C社に係る同資格を取得していることが確認できることから、C社に係る被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の役員及

び申立人が覚えている同僚は死亡又は所在不明であり、事情を聴取することができない上、前述の申立人を覚えていた者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）を見ても、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年10月10日まで
② 昭和57年10月18日から60年3月1日まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、それぞれ勤めていたが、両期間とも厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人に係る雇用保険の加入記録（事業所名は、C社。資格取得年月日は昭和56年6月1日、離職年月日は57年10月9日）及びA社の事業を引き継いだ会社の回答から、申立人は、申立期間①の大部分において、A社に勤務していたものと認められる。

しかし、A社の元事業主の妻は、「私は、申立期間①当時、経営に携わっていたが、申立期間①において、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」としているところ、オンライン記録上、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、前述の元事業主の妻は、「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、給与から厚生年金保険料を控除したことは無い。申立人が控除されていたと主張しているのは、雇用保険料等のことではないか。」としている上、申立人が覚えている同僚3人については、特定することができず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人に係る雇用保険の加入記録（事業所名は、

D社。資格取得年月日は昭和57年10月18日、離職年月日は60年2月28日)及びB社の事業を引き継いだ会社の回答から、申立人は、申立期間②において、B社に勤務していたものと認められる。

しかし、B社の元事業主の妻は、「申立期間②において、B社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」としているところ、オンライン記録上、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、前述の元事業主の妻は、「B社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、給与から厚生年金保険料を控除したことは無い。申立人が控除されていたと主張しているのは、雇用保険料等のことではないか。」としている上、申立人が覚えている同僚3人のうちの2人、及び申立期間②当時、B社に勤務していたとする者も、「申立期間②当時、B社は厚生年金保険の適用を受けておらず、給与から厚生年金保険料が控除されることは無かった。」としており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 839 (事案 206 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 9 月から 29 年 1 月 22 日まで
② 昭和 30 年 8 月 21 日から 31 年 1 月 6 日まで

私は、申立期間①は A 社に、申立期間②は B 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が確認できないため、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 3 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、申立期間①については、健康保険証を使用した覚えがあり、元事業主に確認すれば、保険料控除の事実が分かるはずであるし、申立期間②については、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとする A 社の元事業主自身も申立期間①と一部重複する期間について申立てを行っており、保険料の控除に関する根拠も無いことから、その回答の信憑性が認められない上、申立期間①のうち、昭和 28 年 10 月 1 日から 29 年 1 月 21 日までの期間においては、A 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったなどとして、申立期間②に係る申立てについては、申立人と同様に B 社に係る厚生年金保険被保険者資格を一旦喪失し、再度取得している複数の同僚の回答から、申立期間②当時、B 社の経営状態が悪く、申立人の被保険者資格を一時的に喪失させた可能性がうかがえる上、B 社に確認しても申立人の申立期間②に係る保険料控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかったなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする

る通知が行われている。

申立期間①については、今回、申立人は、A社の元事業主に保険料控除の事実について確認することを求めるとともに、申立期間①当時、健康保険証を使用した覚えがあると主張しているが、前述のとおり、元事業主の回答については、根拠となる資料も無く、信憑^{びよう}性が認められない上、申立人が健康保険証を使用したとする病院について、当該病院が所在していた市の医師会の回答により、当該病院の業務を継承したと考えられる病院は、「申立期間①当時のカルテは保管していない。」としており、申立人が、申立期間①当時、健康保険証を所持していたことが確認できない。

申立期間②については、今回、申立人は、新たな資料等はないが、B社に継続して勤務していたことは間違いないと主張する一方、前回の申立てにおいて、別の事業所で臨時に手伝いをしていたことがあるとも述べているところ、申立人より少し後の昭和30年9月21日にB社に係る被保険者資格を喪失した者は、「申立人が主張している事業所は、『C』という名称で、申立人同様、私もB社からその事業所に出向したが、健康保険証を受け取った覚えは無く、厚生年金保険にも加入していなかったと思う。」としている。

また、B社が所在する市において、「C」の名称を含む事業所としてD社が確認できるところ、商業登記簿謄本により、D社の申立期間②当時の所在地及び代表取締役がB社と同一であることが確認できるが、オンライン記録及び事業所記号払出簿（事業所名簿）において、D社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 9 年 4 月 18 日まで

私は、A社の事業主であったが、社会保険事務所（当時）の訪問調査により、申立期間の標準報酬月額が、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の後の平成 9 年 4 月 24 日付けで、8 年 5 月 1 日まで遡って、50 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが分かった。

当時、社会保険料の滞納はあったが、私は標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていたことを知らなかった。

申立期間の標準報酬月額を訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 9 年 4 月 18 日）の後の平成 9 年 4 月 24 日付けで、申立人の 8 年 5 月から 9 年 3 月までの標準報酬月額が 50 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本及び申立人の主張により、申立人は、申立期間を含め遡及訂正処理された平成 9 年 4 月 24 日の時点において、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納があったことは知っていたが、社会保険関係の事務は、当時の妻が行っていたので、私自身は遡及訂正処理には一切関与しておらず、申立期間における私の標準報酬月額の遡及訂正については、社会保険事務所から説明されるまで全く知らなかった。」としているものの、「当時、妻から社会保険事務所の職員と話をし、社会保険料を安くしてもらったとは聞いた。」としていることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関

与も無しに、無断で申立人の申立期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、「決裁権は私にあったが、私は営業を担当していたので事務は当時の妻に任せていた。滞納保険料について、社会保険事務所に相談するよう指示した覚えは無い。」としているものの、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、A社の業務執行に責任を負っており、社会保険事務についても権限を有していたと認められることから、標準報酬月額の減額訂正についても同意していたものと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 841（事案 619 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 9 月から 19 年 6 月 1 日まで
② 昭和 20 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

夫は、昭和 17 年 9 月に A 社に入社し、20 年 6 月まで勤務していたが、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 22 年 7 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

今回、新たな事情は特に無いが、夫は、申立期間において、A 社に間違いなく勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを特定できない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページ及びその前後のページに記載されている被保険者 239 人（申立人を含む。）のうち、破損等により資格取得日を確認することができない 5 人を除く 234 人の資格取得日は、いずれも昭和 19 年 6 月 1 日となっているほか、申立人の妻が覚えている申立人の同僚であったと推認される者の氏名は、申立人の氏名の近くに記載（被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和 19 年 6 月 1 日）されていることが確認できる

ことなどから、既に、当委員会の決定に基づき、平成 22 年 7 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、新たな資料等はないが、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしいと申し立てているが、当該申立ての内容には、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、新たに事情を聴取できた 14 人は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 42 年 7 月まで

私は、昭和 36 年 9 月から 42 年 7 月まで A 社に勤務していた。

私の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に基づく標準報酬月額よりも低い額となっていることが分かった。

会社を退職する 1 年ぐらい前からは、3 万円以上の給与を受け取っていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を支給されていた給与額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた複数の者が、「当時の給与明細書は所持していないが、当時受け取っていた給与額と標準報酬月額は一致していると思う。」としている上、これらの同僚のうち、オンライン記録により、申立人が A 社に入社したとする昭和 36 年に A 社に係る被保険者資格を取得したことが確認できる女性 5 人の申立期間における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同じ額又はそれよりも低い額であることが確認できる。

また、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当

時の事業主及び役員は死亡又は所在不明であることから、申立期間における申立人の報酬月額が申立人が主張する報酬月額であったこと、及び当該報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることができなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 27 日から同年 11 月 21 日まで
私は、昭和 33 年 4 月から 35 年 9 月まで、A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していた。途中で仕事を辞めたことはないのに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に、昭和 34 年 9 月 27 日に被保険者資格を喪失し、同年 11 月 21 日に被保険者資格を再取得している者が 166 人（申立人を含む。）確認できるところ、これらの者のうち、事情を聴取できた複数の者が、「昭和 34 年 9 月 27 日から同年 11 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないのは、自然災害により 1 か月から 2 か月程度、会社が休業していたからだと思う。」としており、そのうちの 1 人は、「自然災害の後、会社は、仕事ができない状況であったので実家に帰った。その後、11 月頃に会社から戻ってくるようにとの手紙がきた。」としている。

また、B 社は、「当社は、既に事業を廃止しており、資料も無く、当時の役員も死亡していることから、申立期間の状況は不明である。」としている上、A 社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（前述の証言者を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 3 月 1 日から 23 年 7 月 17 日まで
私は、申立期間において、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）で年金の請求手続を行った際、申立期間については、脱退手当金が支給されているとの説明を受け、初めて脱退手当金という制度を知ったが反論できず、そのまま年金の請求手続を行った。
しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無く、どうしても納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）によると、保険給付の欄に申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す記載が確認できる上、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和23年8月4日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いほか、当該旧台帳に記載されている支給記録はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日及び同資格取得日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月31日から49年10月1日まで
年金事務所に対し、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったとして、申立期間に係る被保険者記録が確認できなかった。

しかし、私は、A社に勤務していた昭和41年にA社の経営権を買い取った上、同名の新会社（B社）を設立し、申立期間当時は事業主として自ら社会保険関係の手続を行っていたが、途中で厚生年金保険の適用事業所ではなくなる手続を行っておらず、申立期間において、私を含め従業員の給与から厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所（当時）に納付していたことは間違いない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和39年4月1日に取得し、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった46年12月31日に同資格を喪失した後、同じ名称で事業所整理記号の異なるB社（後にC社に名称変更。）に係る同資格を49年10月1日に取得していることが確認できる。

しかし、B社（昭和41年8月11日設立登記。ただし、オンライン記録上、46年12月31日まではA社）の商業登記簿謄本、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の回答、及び申立人の主張によると、申立人は、申立期間において、A社又はB社の事業主であったことが推認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社（商業登記簿上は、B社）が厚

生年金保険の適用事業所ではなくなる手続は行っていない。」としているものの、A社に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、前述のとおり、A社は昭和46年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、B社は49年10月1日に適用事業所となっていることが確認でき、申立期間においては、いずれの事業所も適用事業所であったことが確認できない。

さらに、A社及びB社に係る被保険者名簿並びにオンライン記録によると、申立人同様、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和46年12月31日）にA社に係る被保険者資格を喪失し、B社が適用事業所となった日（昭和49年10月1日）にB社に係る同資格を取得した者が、申立人のほかにも6人確認できる上、このうちの1人は、「申立期間中に複数回、社会保険事務所から健康保険証の返却を求める通知が来たため、知らない間に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが判明し、その時点から国民年金及び国民健康保険に加入した。」としているところ、この者が国民年金の加入手続を行った時期は、この者の資格記録及び納付記録並びに前後の記号番号の者に係る資格記録から、申立期間中の昭和49年5月頃と推認されることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断でA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる手続を行い、かつ、申立人の申立期間に係る被保険者資格喪失及び同資格取得の処理を行ったとは考え難い。

このほか、A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が、申立期間当時、社会保険事務を担当させていたとする者を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間における厚生年金保険に関する届出、保険料の納付及び保険料控除に関する回答を得ることはできず、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除されていたとまでは推認できなかった。

なお、仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日及び同資格取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、一緒に勤務していた同僚の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録はあるのに、私の記録が無いことに納得できない。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた二人は、「入社時期はよく覚えていないが、申立人は、A社に勤務していたと思う。」としていることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所で勤務していた可能性はある。

しかし、前述の二人のうち、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和 47 年 4 月 1 日に取得している者は、「申立人は、私より随分後に入社し、冬頃にも勤務していたと思う。」としており、他の一人も、「申立人の入社時期は不明であるが、申立人の自宅で、忘年会か新年会をした記憶がある。」としているが、オンライン記録によると、申立人は、同年 10 月以降の期間においては別の事業所に係る被保険者資格を取得していることから、当該二人が記憶している申立人の勤務時期と、申立人が主張している勤務時期との間には齟齬がみられる。

また、申立人は、「A社へは直前に勤務していた事業所から3人で移籍したが、残りの二人はすぐに辞めた。」としているところ、前述の二人のうちの一人は、「申立人以外にもう一人、同じ事業所から移籍してきた女性がおおり、数か月は勤務していたと思う。」としているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に被保険者資格を取

得した女性は確認できない。

これらの事情を勘案すると、申立人及び申立人と共に直前に勤務していた事業所を辞めてA社で勤務することになった者の雇用形態及び厚生年金保険の加入については、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者とは異なる取り扱いであった可能性がある。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び給与事務担当者は死亡している上、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者（前述の二人を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 28 日から 42 年 1 月 27 日まで
私は、昭和 40 年 4 月 28 日から 44 年 5 月 12 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間において A 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間の大部分を含む昭和 40 年 5 月 24 日から 44 年 5 月 13 日までの期間において、A 社（雇用保険の加入記録では、B 社）に勤務していたことが確認できる。

しかし、B 社から提出された資料の写しに記載されている申立人の厚生年金保険の資格取得年月日及び同喪失年月日は、オンライン記録と一致している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間及びその前後の期間において、A 社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者の雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していないことが確認できることから、申立期間当時、A 社は、必ずしも全ての社員を入社と同時期に厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

さらに、B 社は、「申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」としている上、申立期間及びその前後の期間において、A 社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわ

せる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 14 日から 48 年 8 月 21 日まで

私は、申立期間において、A社（現在は、B社）C支社D支所に勤務していたが、私の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額となっていることが分かった。

申立期間の給与額は、総額で 13 万円ぐらいであったので、申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 48 年 10 月 23 日交付の失業保険金受給資格者証の写しによると、申立人は、少なくともA社を離職する前の6か月間は、オンライン記録の標準報酬月額以上の給与を受け取っていた可能性がある。

しかし、B社から提出された申立人の人事記録に記載されている給与総支給額は、2万5,000円から3万円までの間で推移していることが確認できるところ、B社は、「人事記録に記載されている総支給額は、固定給であり、このほかに毎月変動する手当を支給していた。申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格取得時には、手当の見込額が不明であることから、固定給のみを報酬月額として届出していたものと思われる。」と回答している。

また、B社は、申立期間及びその前後の期間にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の被保険者資格取得時の標準報酬月額

とB社が保管している人事記録に記載されている総支給額は、いずれも一致している旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 7 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 1 日から平成元年 8 月 7 日まで
私のねんきん定期便を確認したところ、申立期間における標準報酬月額が引き下げられていることが分かった。

私は、A社の事業主であったが、標準報酬月額の引き下げに係る手続を行った覚えは無く、申立期間においては役員報酬を 40 万円受け取っていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を引き下げ前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 62 年 8 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間については、オンライン記録において、当初、A社における申立人の 62 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額は 44 万円と記録されていたところ、63 年 2 月 19 日付けで、62 年 10 月 1 日の定時決定（標準報酬月額は 44 万円）が取り消され、同年 8 月 1 日に遡って 30 万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る閉鎖登記簿謄本及び申立人の主張により、申立人は、申立期間を含め遡及訂正処理された昭和 63 年 2 月 19 日の時点において、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、年金事務所から提出された不納欠損整理簿により、A社は、少なくとも昭和 59 年度から厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる

ところ、申立人は、「保険料滞納に関する社会保険事務所（当時）の職員とのやり取りは私が行っていた。」としていることから、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で申立人の当該期間に係る標準報酬月額の変及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間については、申立人は、A 社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 7 日までの期間については、オンライン記録によると、定時決定により、昭和 63 年 10 月 1 日からの標準報酬月額を 30 万円とする処理が同年 10 月 18 日に行われていることが確認でき、当該事務処理に特に不自然な点は見当たらない上、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 7 日までの期間については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。